

脱炭素化産業成長促進対策費補助金
(断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業)
交付規程

制定 2023年1月24日

S I I - C U B 2 2 2 - 0 1 - 0 0 0 0 0 1 - R

改正 2023年8月30日

S I I - C U B 2 2 2 - 0 1 - 0 0 0 0 0 2 - R

(通則)

第1条 脱炭素化産業成長促進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)、その他の法令、脱炭素化産業成長促進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業)交付要綱(令和4年12月2日付け環地温発第2212024号。以下「交付要綱」という。)及び脱炭素化産業成長促進対策費補助金(断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業)実施要領(令和4年12月2日付け環地温発第2212024号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、交付要綱第14条の規定に基づき、一般社団法人環境共創イニシアチブ及び凸版印刷株式会社により構成される令和4年度補正予算断熱窓改修促進補助金共同事業体(以下「本事業体」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 本事業体は、補助金の趣旨に則り、既存集合住宅において、断熱性能の高い窓ガラス・サッシ等を一括で導入する事業(以下「補助事業」という。)を行おうとする者に対し、補助事業の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として本事業体が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする場合、本事業体が定める手続きにより登録を受けた事業者（以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書に本事業体が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、別に定める時期までに本事業体に提出しなければならない。

(変更申請)

第5条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を本事業体に提出しなければならない。

(交付の決定の通知)

第6条 本事業体は、第4条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。

二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

三 補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更である場合を除く。

なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。

四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を本事業体に提出して承認を受けなければならない。

五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を本事業体に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

六 補助事業の遂行及び収支の状況について、本事業体の要求があったときは速やかに

遂行状況報告書を本事業体に提出しなければならない。

七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく本事業体に報告しなければならない。

八 本事業体は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。

九 本事業体は、補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を本事業体に納付させることができる。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から15日以内に本事業体に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は本事業体が別に定める期日のいずれか早い日まで様式第8による完了実績報告書を本事業体に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときに、本事業体より様式第9による年度終了実績報告書の提出を求められた場合は、本事業体が定める期日までに提出しなければならない。

(補助事業の承継)

第10条 本事業体は、補助事業者について事業の期間中に、相続等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第10による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定等)

第11条 本事業体は、第9条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第7条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第11による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第12による精算払請求書を本事業体に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 本事業体は、第7条第四号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等又は本規程に基づく本事業体の処分若しくは指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
 - 五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- 2 本事業体は、前項の取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を請求するものとする。
 - 3 本事業体は、前項の返還を請求する場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付の決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて徴するものとする。
 - 4 第2項の補助金の返還期限は、返還の請求がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(加算金の計算)

第14条 本事業体は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第15条 本事業体は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

- 2 前条の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

- 第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第13による取得財産等管理台帳を備え、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、様式第14による取得財産等明細表を第9条第1項に定める完了実績報告書に添付して提出するものとする。
ただし、本事業体が別に定める規定に該当する場合は、この限りでない。
 - 3 本事業体は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を本事業体に納付させることができるものとする。
 - 4 本事業体は、前項の補助金の返還については、期限を設けて返還の請求を行い、期限内に納付がない場合は、未納に係る額に対して、その未納に係る期間日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

(財産処分の制限等)

- 第17条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品その他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して、本事業体が別に定める期間とする。
 - 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分（転用、譲渡、交換、貸付け、担保に供する処分、取壊し、廃棄）しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を本事業体に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 4 本事業体は、前項の承認をする場合においては、必要な条件を付することができるものとする。
 - 5 前条第3項の規定は、第4項の承認をする場合において準用する。
 - 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産を処分することにより補助事業者が得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

- 第18条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、本事業体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかななければならない。

(電子情報処理組織による申請等)

第19条 補助事業者は、第4条の規定に基づく交付の申請、第5条の規定に基づく変更交付の申請、第7条第三号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第四号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第五号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第六号の規定に基づく状況報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第9条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第10条の規定に基づく補助事業の承継承認申請、第12条第2項の規定に基づく支払請求、第13条の規定に基づく事故の報告、第16条第2項の規定に基づく取得財産等の報告、又は第17条第3項の規定に基づく財産の処分の承認申請（以下「交付申請等」という。）については、本事業体が定めた場合に限り電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(電子情報処理組織による通知等)

第20条 本事業体は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織又は電子メール等を使用する方法により行うことができる。

(秘密の保持)

第21条 本事業体は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って本事業体に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第23条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、本事業体が別に定める。

(申請者の地位を失った場合の取扱い)

第24条 申請者が倒産、死亡等により、第4条に定める交付の申請、第6条に定める交付決定の通知の受理又は第8条に定める申請の取下げ等を行うことができないことが明らかである場合、事業体は環境省地球環境局長の承認の上、当該申請者が行った補助事業に係る補助金の取扱いについて、別に定めることができる。

附 則

1 この規程は、2023年1月24日から施行する。

2 この規程は、2023年8月30日から施行する。

(別表) 脱炭素化産業成長促進対策費補助金

(断熱窓への改修促進等による家庭部門の省エネ・省CO2加速化支援事業)

補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額

補助対象経費の区分	内容補助対象経費の区分	補助率	補助金の上限額
設備費	既存集合住宅に導入する高性能の断熱窓の購入費用および補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費の購入に要する費用	定額	200万円/戸
工事費			

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。